

公益財団法人東京しごと財団

企業向け 支援事業

＜人材の確保・育成＞
＜職場環境整備＞
のご案内

詳細はホームページをご確認ください



令和6年度（2024年度）目次

令和6年度の募集を終了している事業があります
受付状況はホームページをご確認ください

目次	1
----	---

人材の確保・育成

中小企業人材確保総合サポート事業	2-4
DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業	5
中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	6
ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金	7
スキルアップ支援事業	8

職場環境整備

魅力ある職場づくり推進奨励金	9-10
テレワーク促進助成金	11
テレワーク導入ハンズオン支援助成金	12
NEW 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金	13
テレワーク定着促進フォローアップ助成金	14
NEW テレワーク定着強化奨励金	15
小規模テレワークコーナー設置促進助成金	16
サテライトオフィス設置等補助金	17
NEW サテライトオフィス勤務導入奨励金	18
女性の活躍推進助成金	19
NEW 女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業	20
働くパパママ育児応援奨励金	21-22
介護休業取得応援奨励金	23
NEW 「年収の壁」対策支援奨励金	24
TOKYO シェアオフィス墨田	25
ソーシャルファーム支援センター	26
プラチナ・キャリアセンター	26

その他

令和6年度 助成金・奨励金一覧	27-28
利用目的別目次	29
東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩	30

中小企業人材確保総合サポート事業

企業の「人材確保・人材活用」に関する
お悩みや課題解決をサポートします！



ご利用
無料

●人材確保相談窓口

専任の相談員が、採用活動に関する様々なお悩みやご要望を伺い、労働市場の現状や採用活動に関する基礎知識等の助言を行います。また、人材確保に向けて適切な支援メニューをご案内します。



●専門相談窓口（専門・中核人材／副業・兼業人材）

- ・専門スキルを持った人材や企業活動の中核となる人材に関するご相談に対応
- ・自社の従業員の副業・兼業の承認や、社外の副業・兼業人材の受入等に関するご相談に対応

各相談窓口利用時間 平日9:00～17:00(12:00～13:00除く) ※事前予約制(土日・祝日、年末年始は休業)

●セミナーの開催

「中小企業ならではの」人材確保・活用策等についてセミナーを開催します。自社の採用戦略の検討や課題整理の機会としてぜひご利用ください。

・人材確保セミナー(年10回)

※テーマは一例です

実践的な**採用ノウハウ**について

- 求職者から選ばれる求人票
- 入社意欲を高める面接の手法 等

若年者採用のポイント

- 若年求職者を取り巻く労働市場の動向
- ウェブサイトやSNS等を活用した採用活動 等

・多様な人材活用セミナー(年7回)

※テーマは一例です

女性の採用・活用

育児等で時間に制約がありつつも、高い能力や経験を持つ女性を採用・活用する際のポイント等

シニア人材の採用・活用

豊富な知識や経験を持つシニア人材を自社にマッチした即戦力として活用する際のポイント等

・副業・兼業人材活用セミナー(年2回)

自社の従業員に対する副業・兼業の承認や副業・兼業人材の受入・活用についての有効性、実施手法（就業規則の整備・労務管理の方法など）等に関するセミナー

・業界課題に対応した人材確保好事例セミナー(年1回)

人材確保に関する課題解決に取り組んだ企業の具体的事例から採用に役立つヒントを見つけるセミナー

・スタートアップ企業向け人材確保課題解決セミナー(年1回)

スタートアップ企業の採用課題の解決方法について事例を交えて解説するセミナー
※参加要件等の詳細はホームページにてご確認ください

「セミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下の企業

●人材確保コンサルティング

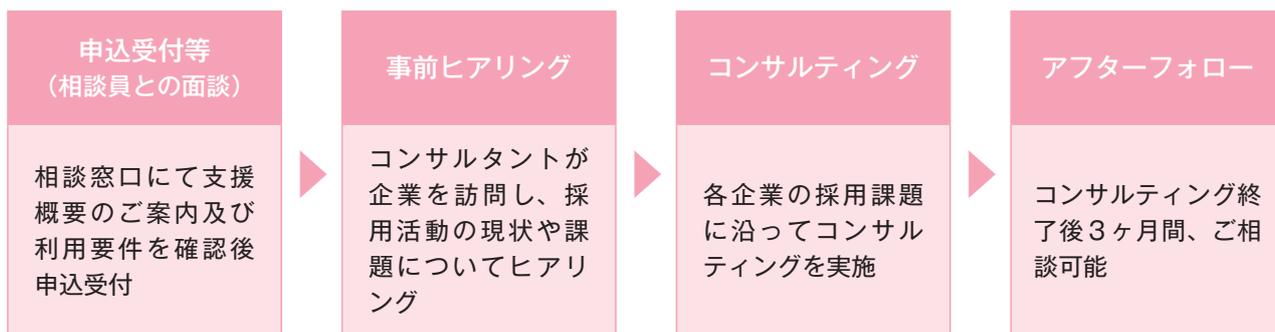
コンサルタントが企業を訪問し、採用に関するお悩みの解決に向けたアドバイスを行う等、最大5回（オウンドメディアを活用した戦略的な採用支援を希望するなど、一定の要件に該当する場合は最大7回まで）のコンサルティングを実施することにより、「採用力向上」、「人材確保」を支援します。

※最大7回までのコンサルティングの実施要件等詳細は、人材確保相談窓口、または、事前ヒアリング実施時にご確認ください

・支援テーマ例

課 題	支 援 内 容
求人を出しても応募がない	○自社の魅力の棚卸（他社との差別化） ○求職者の目に留まる求人票の記入方法
自己流で面接している	○「選ばれる面接官」のポイント解説 ○入社意欲が高まる面接コミュニケーション
採用しても長続きしない	○求める人材像の再整理 ○自社にマッチする人材の見極め方法

・ご利用の流れ



※コンサルティングを実施した際には、「都内ハローワーク」や「東京しごとセンター」等の公的施設を利用した求人申込みのサポートを行います（求人内容について要件あり）

「人材確保コンサルティング」利用対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下の企業であること
- 正社員、契約社員（正社員登用の制度があること）の求人を出す予定があること
(但し、副業・兼業人材の活用、専門・中核人材の採用を検討している場合は、この限りではありません)

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

●人材戦略構築支援

人材の採用や定着、能力開発等について、中長期的視点にたった人材戦略の構築や人材マネジメントの取組を支援します。

・経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」

都内中小企業等の経営者等を対象に、人材戦略を構築するための基本的な考え方やプロセスを習得するとともに、自社の戦略を実行していくための具体的な方法を考察できるセミナーを実施します。

【各分野の第一人者を講師に迎えた4日間のセミナー】

「戦略基礎」「採用戦略」「育成戦略」「戦略人事」4つのテーマを1回3時間、合計12時間で効率よく体系的に学べます。

ステップ	テーマ：キーワード
1日目	戦略基礎：中小企業におけるビジョンと人材戦略の関連性の理解、「コアバリュー（共有すべき価値観）」の作り方
2日目	採用戦略：人事の役割と採用業務の考え方の整理、採用目標達成のためのシナリオと具体的施策
3日目	育成戦略：自律型人材を育てる「動機付け人材育成」の考え方
4日目	戦略人事：自社における人と組織の理想像の再考、理想実現のために取り組むべき課題の発見

※テーマは一例です

「経営者向けセミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業経営者等

・人材戦略コンサルティング

上記「人材戦略集中講座」に参加した企業に対し、専門家の訪問によるコンサルティングを最大5回行い、人材戦略構築のための実際の取組について支援します。（希望制）

「人材戦略コンサルティング」利用対象

- 経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」に参加し、一定程度、人材戦略構築・人材マネジメント等について学習した企業

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

★各セミナーの開催日時やコンサルティングについて等、詳細はホームページにてご確認ください。



📞 お問い合わせ 人材確保支援担当係：03-5211-2174

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jinzaikakuho/index.html>

東京しごと財団 人材確保相談 🔍

DX・GX時代を担う 専門・中核人材戦略センター事業

企業の課題解決や成長・発展のための
人材確保を支援します！



●事業概要

DX・GXの推進をはじめ、事業分野の拡大、販路拡大、生産性の向上等の経営課題の解決や成長・発展のために必要となる専門・中核人材の確保を支援します。豊富な知識・経験を持つ人材戦略マネージャーが企業を訪問し、課題を把握・整理し、必要な人材について具体化を図り、連携人材サービス事業者と連携してマッチングをサポートします。

●支援対象企業

東京都内に事業所のある、企業全体で常時雇用する従業員が300人以下の中小企業等

※その他にも要件があります ※詳細はお問い合わせください

●主なサービス内容

・相談窓口

専門・中核人材の確保等に関するご相談への対応や、情報提供を幅広く行います。

・企業訪問

人材戦略マネージャーが企業を訪問し、経営課題を把握・整理した上で課題解決に必要な人材を明確にし、連携人材サービス事業者とのマッチングの機会を創出する等、専門・中核人材の確保を支援します。

・人材確保に要する費用の一部助成

専門・中核人材の確保に必要な人材紹介手数料等、費用の一部を助成します。

雇用形態	助成率
フルタイム（正規雇用等）	1 / 2（上限100万円）
副業・兼業	2 / 3（上限50万円）

・啓発セミナー

企業の課題解決のために必要な専門・中核人材の活用等に関するセミナーを開催します。

・交流会

大企業等で培ったノウハウ・経験を持つ人材と都内中小企業等が交流する場を設けます。

★事業の詳細についてはホームページにてご確認ください。

📞 お問い合わせ

専門・中核人材戦略支援担当係：03-5211-0399

※上記サービスは全て事前予約制です

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigy/senmon-chukaku/senjin-center/index.html>



専門中核



中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業

建設・IT・ものづくり企業の
若手技術者採用に役立ちます！



将来、企業の中核を担う若手人材の技術者採用を希望している都内中小企業等に、奨学金の貸与を受けている大学生等が正規雇用労働者として就職して1年間継続して在籍した場合、東京都と中小企業等がそれぞれ出えん金を負担し、(公財)東京しごと財団が奨学金返還費用相当額の一部を奨学金貸与団体に直接支払う方法によって助成することにより、中小企業等における技術者の人材の確保と定着を支援することを目的として実施する事業です。

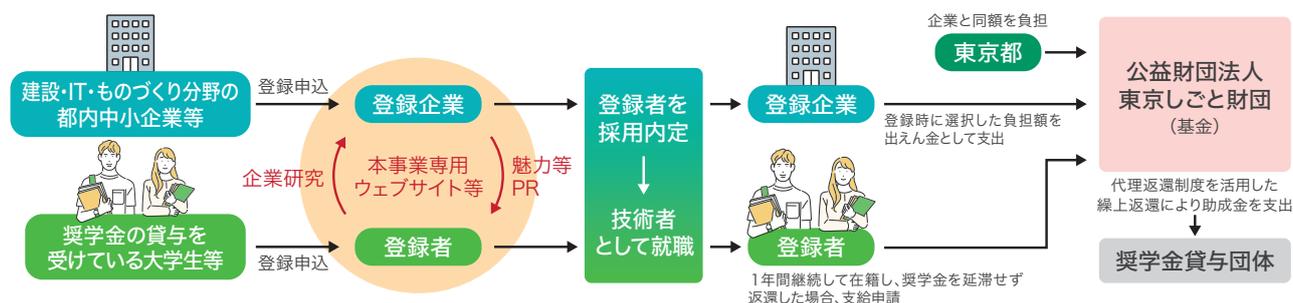
●支援の対象企業

技術者(※1)の若手人材の採用予定がある建設・IT・ものづくり業界の中小企業(※2)

(※1) 厚生労働省編職業分類における「02 研究・技術の職業」の職種

(※2) 本社又は主たる事業所が東京都内にある中小企業等、若しくは大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等

●事業の流れ



- ・本事業の利用を希望する中小企業等及び大学生等は、それぞれ登録が必要です。
- ・各企業において、本事業の利用を希望する大学生等を面接し、採用を決定します。
- ・技術者として採用した登録者が1年間継続して在籍後、当該本人の申請を経て、登録企業が登録時に選択した負担額を出えん金として支出するとともに東京都も同額を負担することで、奨学金返還費用相当額の一部(又は全部)を最大3年間にわたり助成します。

●奨学金返還助成額【うち企業負担額】

- ①～③までのうち、希望する額を選択していただきます。なお、東京都が1/2を負担します。
- ①年10万円 [年5万円] × 3年 ②年24万円 [年12万円] × 3年
③年50万円 [年25万円] × 3年

※令和6年度の募集は終了しました。令和7年度の最新情報は本事業専用ウェブサイトをご確認ください。

☎ お問い合わせ 採用定着促進支援担当係 03-5211-1080

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyoscholarship/scholarship.html>

🌐 特設サイト <https://tokyo-scholarship-support.jp/>
(本事業専用ウェブサイト)



しごと財団 奨学金返還支援 🔍



ES（社員満足度）向上による 若手人材確保・定着事業助成金

社員満足度の向上による 若手人材確保・定着を支援します！



従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生充実による従業員のES（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業等を対象に、専門家派遣を行うとともに、助成金を支給します。

●事業内容

・ES向上に向けた取組計画の作成支援（専門家派遣）

福利厚生充実による若手人材の確保・定着を目指す中小企業等に、社員満足度向上等に関する知見を有する専門家を派遣し、企業の取組計画の作成を支援します。（1社あたり最大3回）

・ESを高める取組への費用助成

取組計画を作成し、ES向上に向けた取組（住宅の借上げ・食事等の提供・健康増進サービスの提供）を行った中小企業等に対して経費を最大3年間助成します。



●対象企業

以下の要件を満たす都内中小企業等^{※1}

- ・全従業員^{※2}に占める若手従業員（35歳未満）の割合が**30%以下**であること
- ・過去3年間を通じた若手従業員の合計採用数が、全従業員数の**10%以下**であること
- ・過去1年間に若手人材を含む求人活動を行っていること

※1 その他要件あり ※2 上記要件における「従業員」とは、常時使用する従業員をいいます。

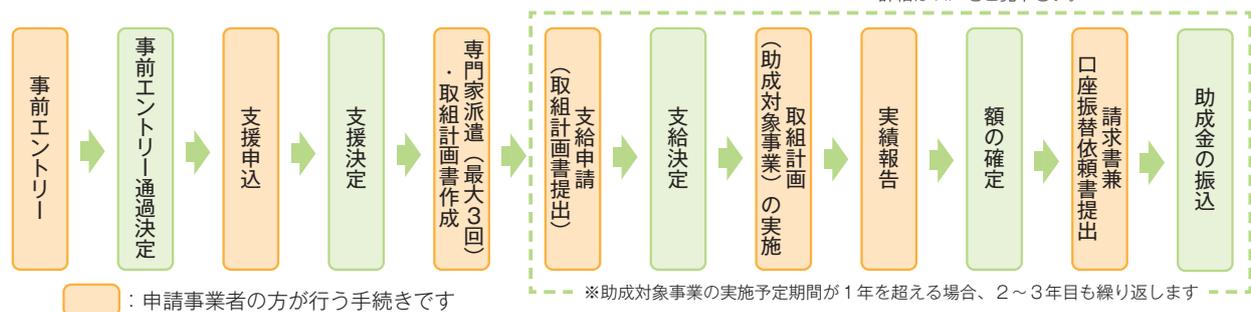
●助成内容

以下の助成対象事業のうち、2つ以上を新たに実施した場合に助成金を支給します。（助成対象企業数：60社/年）

助成対象事業	概要	助成率	限度額（年）
住宅の借上げ	35歳未満の従業員を対象とした住宅の借上げ	1 / 2	200万円
食事等の提供	職場での食事等を継続的かつ定期的に提供するサービスの導入		50万円
健康増進サービスの提供	従業員の健康増進を目的とするサービスの導入		50万円

●事前エントリーから助成金振込までの流れ

※令和6年度事前エントリーは年6回あります。
詳細はHPをご覧ください。



📞 お問い合わせ 採用定着促進支援担当係：03-5211-0397

🌐 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/es/gaiyo.html>



ES 向上助成金



スキルアップ支援事業

従業員のスキルアップに係る
研修経費の一部を助成します！



中小企業人材スキルアップ支援事業

企業における従業員の職業能力の開発、向上を促進するため、都内の中小企業等が従業員に対して行う研修に係る経費の一部を助成します。

●事業概要

	事業内スキルアップ助成金	事業外スキルアップ助成金	D×リスティング助成金
実施形式	自社内で企画・実施	教育機関が実施	教育機関が実施 D×関連の研修
	集合型（オンライン利用可）※1	集合型（オンライン利用可）又はeラーニング※2	
助成額・助成率	助成対象受講者数×研修時間数×760円	受講者1人1研修あたりの受講料等の1/2（上限25,000円）※3	受講者1人1研修あたりの受講料等の3/4（上限75,000円）
交付決定金額限度額	事業内・事業外 合計 150万円/社・年度		100万円/社・年度
申請回数	交付決定金額の上限に達するまで複数回の申請が可能/社・年度		
研修要件（抜粋）	【各助成金の募集要項をご確認ください】 ・有給で研修を実施している ・OFF-JT ・事業主が研修受講に係る経費を全額負担している 等		
研修時間	3時間以上10時間未満/1研修あたり		
修了要件	総研修時間数の8割以上受講していること		

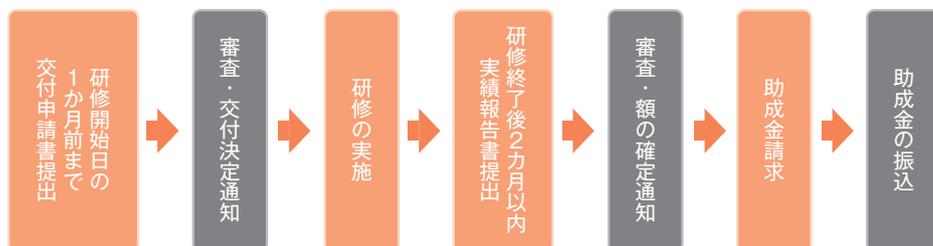
※1 集合型とは受講者が所定の時間に一斉に受講する研修

※2 eラーニングとはオンライン上で配信されるテキストや動画を活用し受講者が任意の時間に受講する研修

※3 ただし、非正規雇用労働者が助成対象受講者全体の2割以上を占める場合又は小規模企業者の場合は受講料等の2/3（上限25,000円）

●手続きの流れ

オレンジ色の部分が
申請者に行っていただく
手続きです。



育業中スキルアップ支援事業

育業中のスキルアップを希望した従業員が研修を受講した際に、その受講料等を支援する企業に対し、経費の一部を助成することにより育業を後押しします。

●事業概要

- ・助成対象：都内企業
- ・助成内容：育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成
- ・助成率：2/3（大企業は1/2）
- ・助成上限額：100万円/社・年度
- ・対象経費：受講料 研修受講時の託児サービス利用料等



お問い合わせ スキルアップ支援担当係：03-5211-0391

ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/skillup/skillup.html>



魅力ある職場づくり推進奨励金

従業員のエンゲージメント向上に
積極的な企業をサポートします！



奨励金額

最大 **130** 万円支給

都内中小企業等の労働生産性向上のために、専門家の派遣を受けて、職場環境の改善や人材育成、結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃金の引上げなど、従業員のエンゲージメント向上を図る取組を実施した企業に対して奨励金を支給します。

※エンゲージメントとは、働く方が、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念です。これが高まると、企業の生産性向上につながるとされています。

●対象事業者

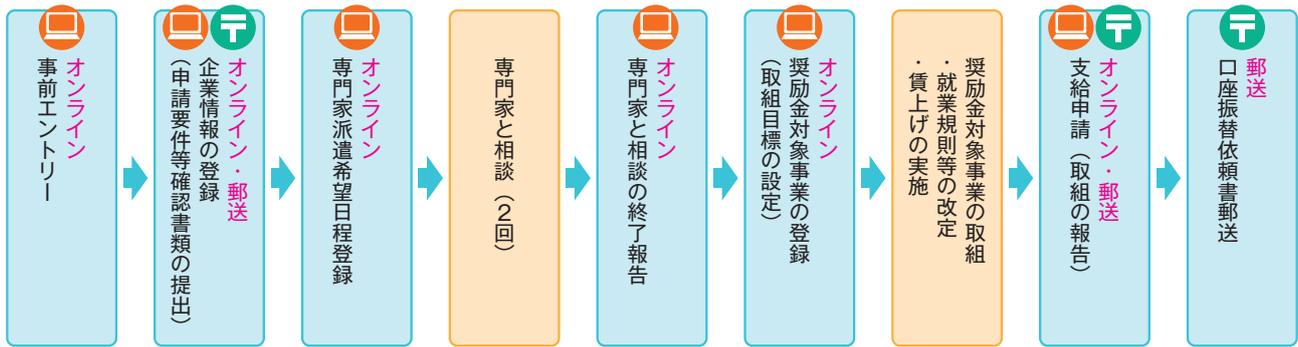
常時雇用する労働者数が 300 人以下の都内中小企業等 ※その他の要件は特設 Web サイトにてご確認ください

●奨励金の概要

2 回の専門家派遣を受け、次の奨励金対象事業①～⑮の中から 2 つ以上実施すること。

奨励金対象事業	導入する制度・実施する取組	支給額
従業員のエンゲージメント向上に向けた取組（9 項目）	① フレックスタイム制 ② 多様な勤務形態（選択的週休 3 日制・勤務間インターバル） ③ ワークেশン制度 ④ 社外副業・兼業制度 ⑤ 人材育成方針の策定と目標管理・キャリア面談制度 ⑥ 社内メンター制度 ⑦ リスキリング・資格取得支援制度 ⑧ 外部キャリアコンサルタント活用支援制度 ⑨ 従業員表彰制度・報奨金制度	1 項目当たり 10 万円 (最大 40 万円)
結婚等のライフステージを支援する取組（5 項目）	⑩ 多様な正社員制度（短時間正社員・勤務地限定・リモートキャリア・職務限定・タムタイムワーク） ⑪ 家庭応援特別休暇制度（セレモニー休暇・地域活動休暇・子ども長期よりそい休暇等） ⑫ 産休・育児を支える従業員への支援制度 ⑬ 子育て支援勤務制度（慣らし保育・小 1 の壁を乗り越える勤務制度） ⑭ 積立休暇制度	1 項目当たり 10 万円 (最大 30 万円)
賃金引上げの取組（1 項目）	⑮ 時間当たり 30 円以上の賃上げ ※上限 10 人	1 人当たり 6 万円 (最大 60 万円)

● 手続きの流れ



● 事前エントリー受付期間

- ・ 下記の期間に特設 Web サイトからお申込みください。
- ・ 令和 6 年度募集要項には、事業者要件や事前エントリー通過後の手続きなど必要な情報を掲載しています。必ずご確認の上お申し込みください。

※ 予定数を超過した場合は、各回エントリー受付期間終了後に抽選を行います

エントリー回	事前エントリー受付期間	予定社数
第 1 回	令和 6 年 4 月 26 日 (金) 午前 9 時～令和 6 年 5 月 10 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 2 回	令和 6 年 6 月 3 日 (月) 午前 9 時～令和 6 年 6 月 7 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 3 回	令和 6 年 7 月 8 日 (月) 午前 9 時～令和 6 年 7 月 12 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 4 回	令和 6 年 8 月 5 日 (月) 午前 9 時～令和 6 年 8 月 9 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 5 回	令和 6 年 9 月 9 日 (月) 午前 9 時～令和 6 年 9 月 13 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 6 回	令和 6 年 10 月 7 日 (月) 午前 9 時～令和 6 年 10 月 11 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 7 回	令和 6 年 11 月 1 日 (金) 午前 9 時～令和 6 年 11 月 8 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 8 回	令和 6 年 12 月 9 日 (月) 午前 9 時～令和 6 年 12 月 13 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 9 回	令和 7 年 1 月 6 日 (月) 午前 9 時～令和 7 年 1 月 10 日 (金) 午後 5 時	140 社
第 10 回	令和 7 年 2 月 3 日 (月) 午前 9 時～令和 7 年 2 月 7 日 (金) 午後 5 時	140 社

📞 お問い合わせ 魅力ある職場づくり推進奨励金事務局：03-5211-2770

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyو/tokyo-engagement/tokyoengagement.html>

🌐 特設サイト <https://www.tokyo-engagement.jp/>



魅力ある職場づくり



テレワーク促進助成金 (一般コース)

「テレワークの定着・促進」を支援します！



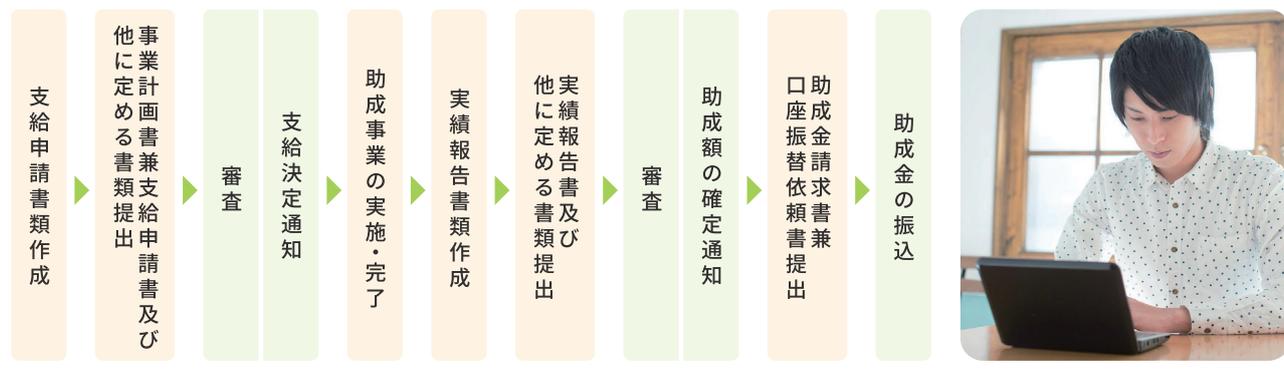
テレワークの定着・促進に向け、テレワーク導入に取り組む都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金額上限・助成率
都内事業所に所属の常時雇用する労働者を対象に、在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● モバイル端末等整備費用 ● システム機器等の設置・設定費用 ● テレワーク業務関連ソフト利用料 ● 上記環境整備を専門業者に一括委託する費用 	常時雇用する労働者の数 30人以上 999人以下 限度額 250万円 (助成率 1 / 2)
		常時雇用する労働者の数 2人以上 30人未満 限度額 150万円 (助成率 2 / 3)

※非正規社員へのテレワーク拡充に伴うテレワーク環境の整備を支援する「非正規社員拡充コース」もあります
※詳細はホームページにてご確認ください

支給申請から助成金振込までの流れ

申請する事業者に行っていただく手続きです



- **助成対象事業者**……常時雇用する労働者が2人以上999人以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等 ※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ 職場環境整備係：03-5211-5200

🏠 ホームページ https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/telesoku/telesoku_joseikin.html



テレワーク促進 🔍

テレワーク導入ハンズオン支援助成金

テレワークの導入を伴走型で支援します！



● 事業概要

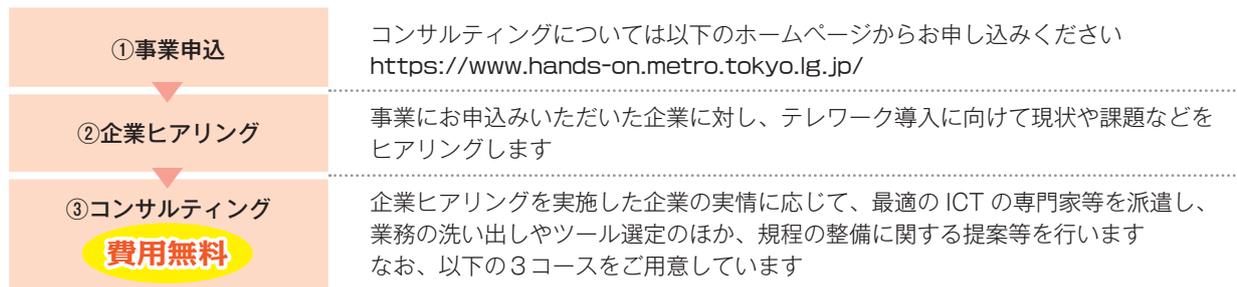
東京都が実施する「ハンズオン支援コンサルティング」を受け、ICT等の専門家による助言や提案に基づく「テレワーク導入提案書」を受領したテレワーク未導入の都内の中堅・中小企業を対象に、テレワーク環境の整備・導入に係る費用を助成。

● 助成金額・助成率

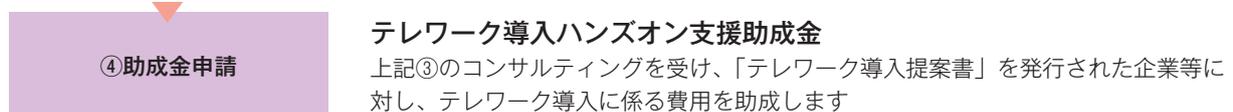
常時雇用する労働者数	助成金額上限・助成率
2人以上 30人未満の企業	150万円 ・ 2/3
30人以上 999人以下の企業	250万円 ・ 1/2

※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります

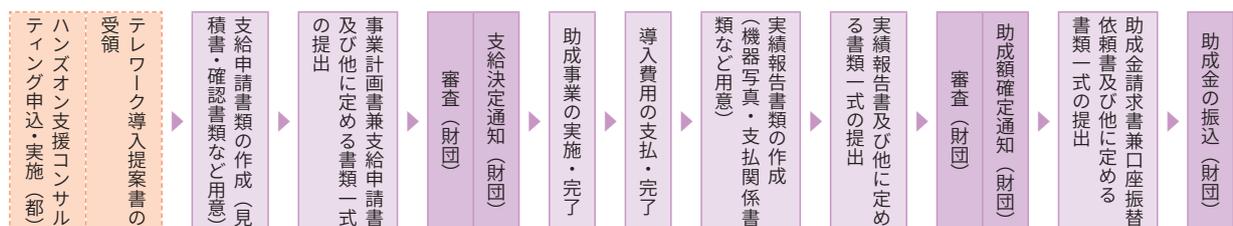
● 事業の流れ ※①～③東京都が実施 ④東京しごと財団が実施



	クイック導入コース	機器体験コース	じっくり伴走コース
対象	導入機器やツールの検討が進んでおり、早期に導入を図りたい企業等	短期間で機器やツールに関する知識を身に付けテレワークを導入したい企業等	テレワークの導入により業務改善を行い、生産性の向上を目指す企業等
内容	・専門家によるコンサルティング(最大5回 支援期間3か月)	・テレワーク機器、ツールの体験 ・専門家によるコンサルティング(最大5回)	・専門家によるコンサルティング(最大12回)



● 助成事業の流れ



※本事業の詳細、助成要件、募集要項等はホームページにてご確認ください

お問い合わせ 職場環境整備係：03-5211-5200

ホームページ https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyotelework/hands-on/hands-on_joseikin.html



テレワーク ハンズオン

育児・介護との両立のための テレワーク導入促進助成金

テレワーク導入による
「育児・介護と仕事の両立」を支援します！

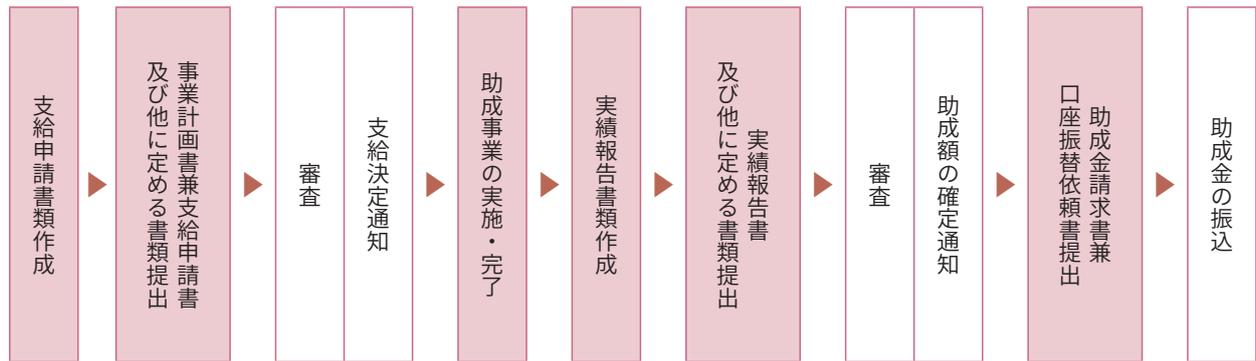


育児・介護と仕事の両立支援を契機とした都内中小企業等のテレワーク導入を促進するため、就業規則の見直しやテレワーク環境構築に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用	助成金額・助成率
育児・介護との両立支援としてテレワークを可能とするテレワーク規程の整備（制度整備）およびテレワーク機器等の整備（機器整備）	(1) テレワークに関する規程の整備に係る費用 (2) 在宅勤務等を可能とするテレワーク機器等の整備に係る費用	●常時雇用する労働者の数2～29人 【制度整備】定額20万円 【機器整備】助成限度額30万円（助成率2/3） ●常時雇用する労働者の数30～300人 【制度整備】定額20万円 【機器整備】助成限度額80万円（助成率1/2）

●支給申請から助成金振込までの流れ

: 申請する事業者に行っていただく手続きです



※助成事業としての取り組み

【制度整備】

- ・育児や介護を行う労働者のための柔軟な働き方の導入に関し、財団が別途定める研修を受講
- ・3歳未満の子供の育児又は介護を行う労働者について、在宅勤務等を可能とするテレワーク制度を新たに整備し、社内に周知

【機器整備】

- ・3歳未満の子供の育児又は介護を行う（予定含む）労働者について在宅勤務等を可能とするテレワーク機器等を整備し、社内に周知

●助成対象事業者……常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、都内に本社または事業所を置く

中小企業等 ※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ 職場環境整備係：03-5211-5200

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/ikukai-tele-title/ikukai-tele.html>



育児・介護 テレワーク 🔍

テレワーク定着促進 フォローアップ助成金

「テレワーク実施における課題解決」を
支援します！



●事業概要

テレワークの一層の定着促進に向け、テレワーク実施における課題解決に取り組む都内中堅・中小企業等に対し、東京都が実施する「テレワーク課題解決コンサルティング」において課題解決のために必要なものとして提案したツール等の導入に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金額上限・助成率
テレワーク定着における課題解決のためのツール等の導入によるテレワーク環境の改善	●コミュニケーションツール ●管理ツール 等	限度額 100万円 (助成率 1 / 2)

●事業の流れ

(1) テレワーク課題解決コンサルティング [東京都]

課題診断ツールにてテレワーク課題の把握・分析を行い、診断レポートを発行。

ICT等の専門家が診断レポートに基づきコンサルティングを実施（テレワーク課題改善提案書の発行）。

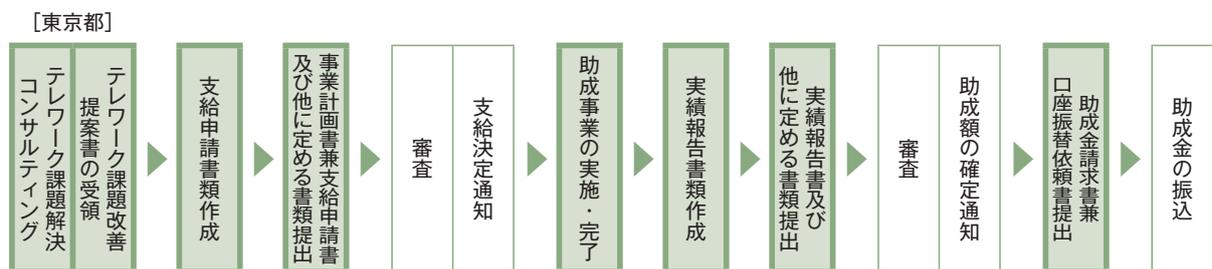
詳細はコチラ → <https://telework-followup.metro.tokyo.lg.jp/index.html>



(2) テレワーク定着促進フォローアップ助成金 [東京しごと財団]

上記(1)のテレワーク課題改善提案書に基づきテレワーク定着における課題解決のために必要なツール等の導入に係る費用を助成。

●助成事業の流れ : 申請する事業者に行っていただく手続きです



- 助成対象事業者……常時雇用する労働者が2人以上999人以下で、東京都が実施するテレワーク課題解決コンサルティングにより、テレワーク課題改善提案書の発行を受けた都内中堅・中小企業等
※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

 お問い合わせ 職場環境整備係：03-5211-5200

 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/tele-follow-up/follow.html>



テレワーク 定着 

テレワーク定着強化奨励金

テレワークの更なる利用・
定着促進を応援します！



奨励金額

最大**40**万円支給

●事業概要

従業員のニーズやテレワーク運用上の課題等を踏まえ、ポストコロナの新たなテレワークルール（我が社のベストバランス）や柔軟な労働時間制度について、調査・検討・試行・周知等の取組を実施した都内中堅・中小企業等に奨励金を支給します。

●対象企業

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等

※その他にも要件があります。

●奨励金額

最大40万円

●奨励対象事業

以下5つの取組をいずれも実施した場合に、奨励金を支給します。

- ①ポストコロナのテレワークや労働時間制度等に係るニーズや課題を従業員に調査
- ②社内にプロジェクトチームを設置し、①の調査結果を元に、テレワークルールや労働時間制度等を検討・決定
- ③テレワーク定着強化期間を設定し、②で決定したテレワークルール及び労働時間制度等を試行、検証
- ④上記③の検証を踏まえ、上記②で決定したテレワークルールや労働時間制度等を見直し
- ⑤決定したテレワークルール及び労働時間制度等を社内外に周知

※その他にも加算要件があります。



従業員調査

社内検討



新「テレワークルール」
柔軟な労働時間制度

テレワーク定着強化期間



社内外への周知

📞 お問い合わせ

テレワーク定着支援担当係：03-5211-0395

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/tele-teichakukyoka/tele-teichakukyoka.html>



テレワーク強化



小規模テレワークコーナー設置促進助成金

都内の店舗・商業施設等の空きスペースを活用した『小規模テレワークコーナー』の設置を支援します！



●事業概要

- ①店舗や商業施設等への、『共用型のテレワークコーナー^{※1}』の設置に係る経費を助成。
- ②社内の空きスペース等を活用した自社やグループ企業の従業員等が利用する『専用型のテレワークコーナー^{※2}』の設置に係る経費を助成。（『共用型のテレワークコーナー』の設置も可能）

※1 共用型のテレワークコーナー … 一般の利用者（複数の企業の従業員）がテレワークをするための施設

※2 専用型のテレワークコーナー … 自社やグループ企業の従業員等がサテライトオフィス勤務等をするための施設

●助成金額上限・助成率

50万円・助成率1／2

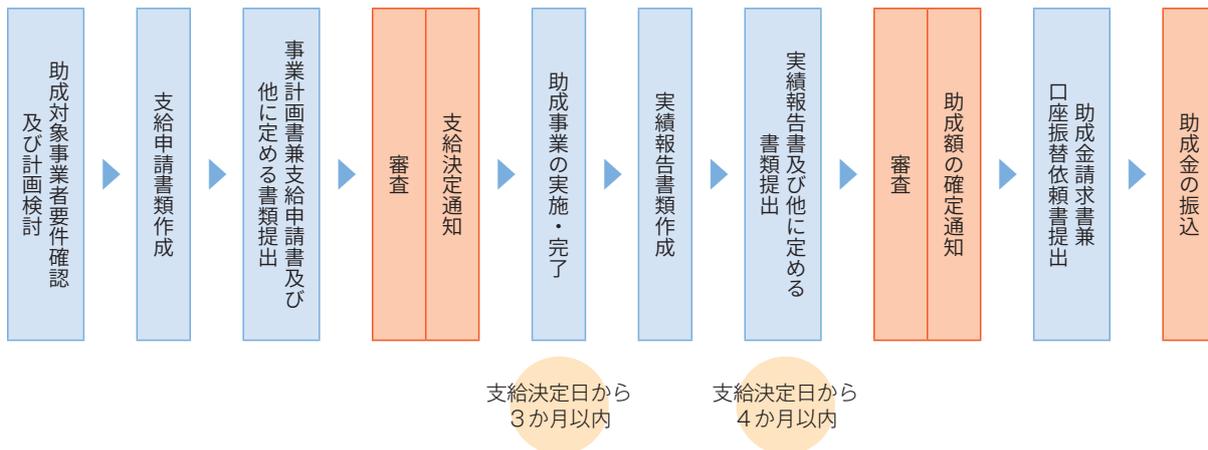
※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります

●主な対象経費

机、椅子、簡易型テレワーク用ブース、パーティション（飛沫防止用は除く）、Wi-Fi ルーター機器等購入経費／コンセント電源設置工事費 等

●助成金申請から助成金振込までの流れ

■：申請する事業者に行っていただく手続きです



●助成対象事業者……常時雇用する労働者が999人以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等

※本事業の詳細、助成要件、募集要項等はホームページにてご確認ください

☎ お問い合わせ

シェアオフィス運営係：03-5211-2762

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/shokibo-telework/shokibo.html>



テレワークコーナー助成金



サテライトオフィス設置等補助金

テレワークに活用できる
施設づくりを応援します！



施設の設置が少ない都内市町村部を中心に、企業等が新たに開設する共用型サテライトオフィス等の整備・改修費及び運営費を補助します。

民間コース

コース名	設置場所	補助限度額	補助率
サテライトオフィス 設置コース	都内の市町村 オフィス面積は50㎡以上 5席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円(2000万円※) ○運営費(最長2年間) 600万円(800万円※)/年	○整備・改修費 1/2(2/3※) ○運営費 1/2(2/3※)
ワーケーション コース	西多摩・島しょ等 2席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円 ○運営費(最長2年間) 600万円/年	○整備・改修費 1/2 ○運営費 1/2

※補助事業者が保育所等の併設、利用者のスキルアップ等を図る事業の実施又は障害、高齢、介護、病気といった配慮が必要な多様な労働者が働けるサテライトオフィスの整備を実施する場合や、サテライトオフィス整備推進地域に設置する場合には、補助限度額・補助率がアップします(サテライトオフィス整備推進地域に設置する場合は、整備・改修費のみ対象)

行政コース

コース名	設置場所	補助限度額	補助率
サテライトオフィス 設置コース	区市町村 オフィス面積は50㎡以上 5席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円(2000万円※) ○運営費(最長2年間) 600万円(800万円※)/年	○整備・改修費 1/2(2/3※) ○運営費 1/2(2/3※)
ワーケーション コース	西多摩・島しょ等 2席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円 ○運営費(最長2年間) 600万円/年	○整備・改修費 1/2 ○運営費 1/2

※補助事業者が保育所等の併設、利用者のスキルアップ等を図る事業の実施又は障害、高齢、介護、病気といった配慮が必要な多様な労働者が働けるサテライトオフィスの整備を実施する場合には、補助限度額・補助率がアップします

- **補助対象事業者**……誰でも利用可能なサテライトオフィスを、都内の市町村部(行政コースは区部も含む)に設置を希望する企業等(大企業、団体、NPOを含む)及び区市町村等(外郭団体を含む)
- **申請受付期間**……第1期:令和6年4月1日(月)~令和6年7月31日(水)まで
第2期:令和6年8月13日(火)~令和6年10月31日(木)まで
第3期:令和6年11月11日(月)~令和7年1月17日(金)まで

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ シェアオフィス運営係: 03-5211-2762

🌐 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/satellite-secchi/satellite.html>



サテライト補助金



サテライトオフィス勤務導入奨励金

サテライトオフィス勤務の導入を 応援します！



●事業概要

テレワークの定着を支援するため、都内企業等がサテライトオフィス勤務を可能とする規定を整備し、従業員が利用した場合に奨励金を支給します。

●対象企業等

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等
※その他にも要件があります。

●奨励金額

10万円

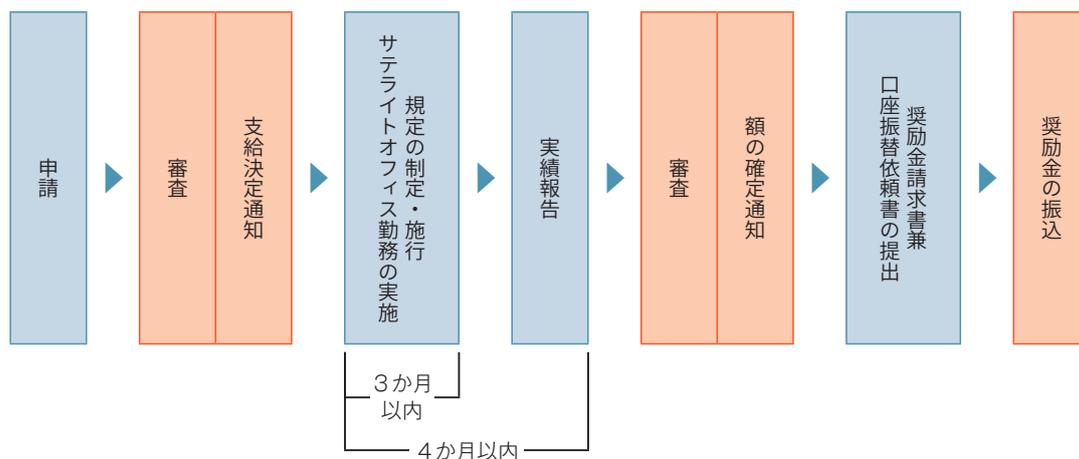
●対象となる取組

以下2つの取組をいずれも実施した場合に、奨励金を支給します。

- ①「サテライトオフィス勤務を可能とする規定」を新たに整備すること
- ②取組期間（3か月）中にサテライトオフィス勤務の対象者（1人以上）が1回以上サテライトオフィスで業務を行うこと

●申請から奨励金振込までの流れ

□ : 申請事業者に行っていただく手続きです



📞 お問い合わせ

テレワーク定着支援担当係：03-5211-0395

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/satellite-kinmu/satellite-kinmu.html>



サテライトオフィス勤務導入奨励金



女性の活躍推進助成金

「女性の新規採用・職域拡大」を目的とした
職場環境の整備を応援します！

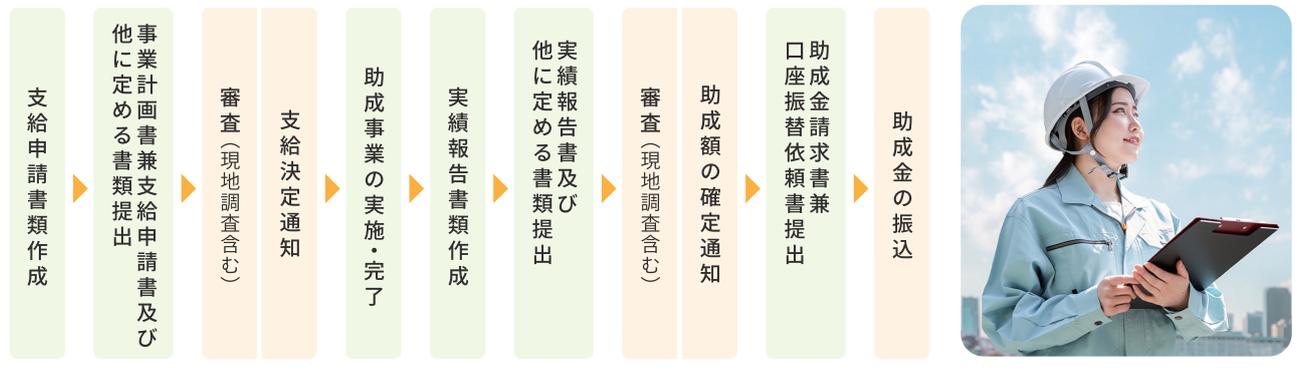


女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等に積極的に女性を新たに採用・配置する都内中小企業等に対し、職場環境の整備に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金額上限・助成率
女性の新規採用・ 職域拡大を 目的とした設備等の整備 ※女性が少ない職種等に 新規に採用計画がある 都内中小企業等が対象	<ul style="list-style-type: none"> ● トイレ ※一定の条件のもと、性別に関わらず使用できるトイレも助成対象 ● 更衣室 ● 休憩室 ● シャワー室 ● 洗濯機 ● 洗面所 ● 仮眠室 ● ロッカー（原則女性更衣室内に設置） ● ベビールーム (子ども連れて出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース) ● 工事現場に設置される仮設トイレ等の整備費用 	限度額 500 万円 (助成率 2 / 3)

支給申請から助成金振込までの流れ

：申請する事業者に行っていただく手続きです



- **助成対象事業者**……常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、都内に本社または事業所を置く中小企業等 ※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ 職場環境整備係：03-5211-5200

🌐 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jokatsu/jokatsu.html>



シヨカツ 🔍

女性活躍の推進に向けた 雇用環境整備促進事業

働く女性が活躍できる
職場づくりに取り組む事業者
に奨励金を支給します！



一律

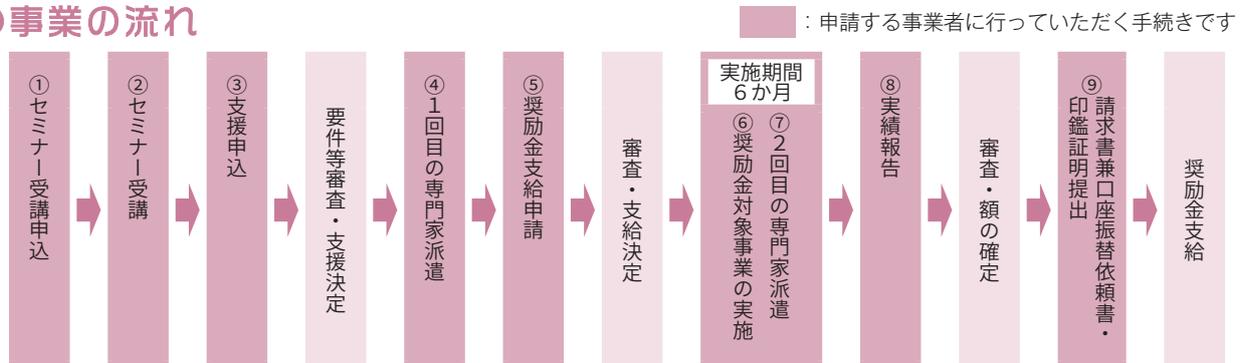
30万円支給

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び男女の賃金の差異を公表するとともに、働く女性が活躍できる職場づくりに取り組む事業者に対して奨励金を支給することで、女性従業員の処遇の向上や賃金の引上げを後押しします。

対象事業者	支給を受けるには
<p>以下の(1)～(4)を全て満たす事業者</p> <p>(1) 本社または主たる事業所が東京都内にあること。</p> <p>(2) 常時雇用する労働者の数が300人以下であること。</p> <p>(3) 取組の対象とする雇用管理区分の女性の割合が4割を下回っていること。 (ただし、右記「支給を受けるには」①エ、オに取り組む場合を除く。)</p> <p>(4) 財団が主催するセミナーを受講し、支援申込を行った上で1回目の専門家派遣を受けていること。</p> <p>※その他にも要件がございます。</p>	<p>以下の①～③までの取組を全て実施すること</p> <p>①実施期間中に、以下のいずれかの取組みについて、新たに実施</p> <p>ア 女性管理職の増加</p> <p>イ 役職手当の支給対象の女性従業員の増加</p> <p>ウ 短時間労働者などの非正規従業員でも登用が可能な役職(管理職含む)の新設 (女性の非正規従業員が1人以上その役職に就任すること)</p> <p>エ 短時間労働者などの非正規従業員の社会保険料対象者の増加 (女性の非正規従業員を新たに対象者に追加すること)</p> <p>オ 短時間労働者などの非正規従業員の退職金制度の導入 (対象となる非正規従業員に1人以上の女性が在籍していること)</p> <p>②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び男女の賃金の差異を厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」で公表</p> <p>③女性活躍推進法を踏まえた自社の取組方針等を啓発するため、全ての従業員向けの社内研修を実施</p>

● **奨励金額** 1事業者につき一律30万円／1回限り

● 事業の流れ



申込時期・方法等詳細は事業専用サイトでご確認ください。

📞 **お問い合わせ** スキルアップ支援担当係：03-5211-2768

🏠 **ホームページ** https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/joseikatsuyaku/joseikatsuyaku_tokyo.html

🌐 **特設サイト** <https://joseikatsuyaku.tokyo>



女性活躍 奨励金



働くパパママ育児応援奨励金

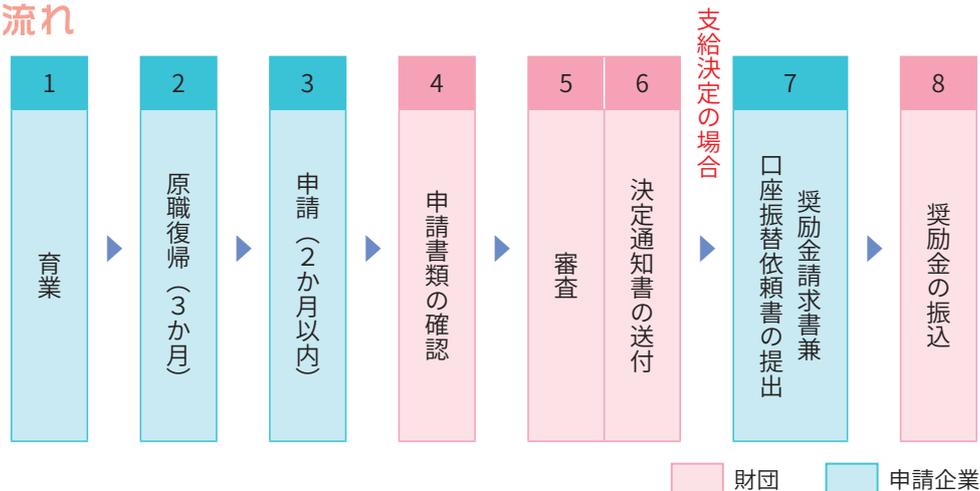
育児しやすい
環境づくりを応援します！



働くパパコースNEXT 最大 **410**万円支給
もっとパパコース 最大 **170**万円支給
働くママコースNEXT 最大 **165**万円支給
パパと協力！ママコース定額 **100**万円支給

男性従業員の育児や女性従業員の就業継続を推進する都内企業等に奨励金を支給します。

●申請の流れ



●事業実施期間……令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ただし予算の全額が執行されると終了になります

●申請期間……対象となる育児から原職に復帰し、3か月経過する日の翌日から2か月以内

※もっとパパコースでは、申請に係る複数の育児のうち最も復帰日が遅い育児が「対象となる育児」となります
※本事業の詳細・募集要項・申請様式・申請期限日一覧などはホームページにてご確認ください

●コース名称変更について

東京都は、育児をとりまく環境を次のステージへ高めるという意味合いを込めて、働くパパコース・働くママコースを「働くパパコースNEXT」「働くママコースNEXT」へそれぞれ名称変更しました。



● 事業概要

パパ育児

コース名	奨励対象となる取組	奨励金額
働くパパコース NEXT 常時雇用する従業員 300人以下	<ul style="list-style-type: none"> ○合計 15 日以上の育児 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備について、 1つ以上実施したこと※1 (育児を支える周囲の職員を支援する取組等による加算) 1 管理職の育児と社内周知 2 パパ向け育児マニュアルの作成と育児メンター制度の整備 3 同僚への応援評価制度の導入と表彰制度の整備 4 同僚への応援手当支給 	<p>25万円～330万円 加算となる取組等により 最大 410万円</p>
もっとパパコース 企業規模不問	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の男性従業員がそれぞれ合計 30 日以上の育児 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備について、 令和6年4月1日以降に複数実施したこと※1 	<p>合計 30 日以上の子育て2人で 80万円 3人目以降5人まで 1人につき 30万円加算 最大 170万円</p>

※1 「育児・介護休業法に基づく環境整備」

ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施 イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口の設置）

ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進等に関する方針の周知

ママ育児

コース名	奨励対象となる取組	奨励金額
働くママコース NEXT 常時雇用する従業員 300人以下	<ul style="list-style-type: none"> ○合計 1 年以上の育児 ○育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について 令和6年4月1日以降、就業規則に整備したこと※2 ○面談・情報提供の実施 (育児を支える周囲の職員を支援する取組による加算) 1 同僚への応援評価制度の導入と表彰制度の整備 2 同僚への応援手当支給 	<p>125万円 加算となる取組により 最大 165万円</p>
パパと協力！ママコース 常時雇用する従業員 300人以下	<ul style="list-style-type: none"> ○ママ：合計6か月以上1年未満の育児 ○パパ：合計 30 日以上の子育て（予定でも可） ○育児促進等に関する取組計画の作成 	<p>100万円</p>

※2 「育児・介護休業法に定める制度を上回る取組」

ア 育児休業期間の延長 イ 育児休業延長期間の延長 ウ 有給の看護休暇の導入 エ 看護休暇の取得日数の上乗せ

オ 時間単位の看護休暇（中抜けあり）の導入 カ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長



お問い合わせ 育児支援担当係：03-5211-2399

ホームページ https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama_shoreikin.html

財団 パパママ

介護休業取得応援奨励金

介護休業を取得しやすい
環境づくりを応援します！



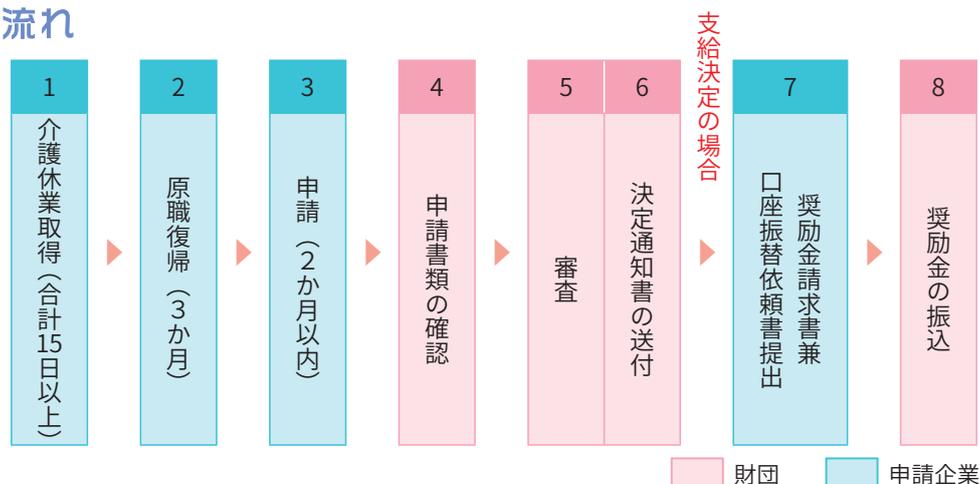
奨励金額

最大 **55** 万円支給

従業員に合計 15 日以上介護休業を取得させ、就業継続を可能とする職場環境を整備した中小企業等に奨励金を支給します。

対象となる企業等	奨励対象となる取組	奨励金額
常時雇用する従業員 300 人以下 (従業員要件) 合計 15 日以上介護休業（有給の介護休暇含む）を取得した後、原職に復帰し 3 か月以上継続雇用されている、都内在勤の従業員がいること	育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について令和 6 年 4 月 1 日以降、就業規則にいずれかを整備したこと ア 介護休業期間の延長 イ 介護休業取得回数の上乗せ ウ 介護休暇の取得日数の上乗せ エ 時間単位の介護休暇導入（中抜けを認めるもの）	介護休業 合計 15 日取得 27.5 万円 合計 31 日以上取得 55 万円 (年度内 1 回まで)

●申請の流れ



●事業実施期間……令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※ただし、予算の全額が執行されると終了になります

●申請期間……対象となる介護休業から原職に復帰し、3 か月経過する日の翌日から 2 か月以内

※本事業の詳細・募集要項・申請様式・申請期限日一覧などは、ホームページにてご確認ください



📞 お問い合わせ 育児支援担当係：03-5211-2399

🌐 ホームページ https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/kaigokyugyo/kaigo_shoreikin.html



財団 介護応援



「年収の壁」 対策支援奨励金

「年収の壁」の解消に
取り組む事業主を応援します！



奨励金額

10万円支給

●事業概要

配偶者の収入要件がある家族手当を見直すことで、働く意欲のある女性はその能力を十分に発揮できる環境を整備した都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励対象となる取組	奨励金額
「年収の壁」の原因の一つとなっている「配偶者の収入要件がある家族手当」について、手当見直し取組期間（3か月）のうちに、下記①から③のいずれかの見直しを行うこと ①配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する ②配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える ③配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる	1事業主 10万円 (1回のみ)

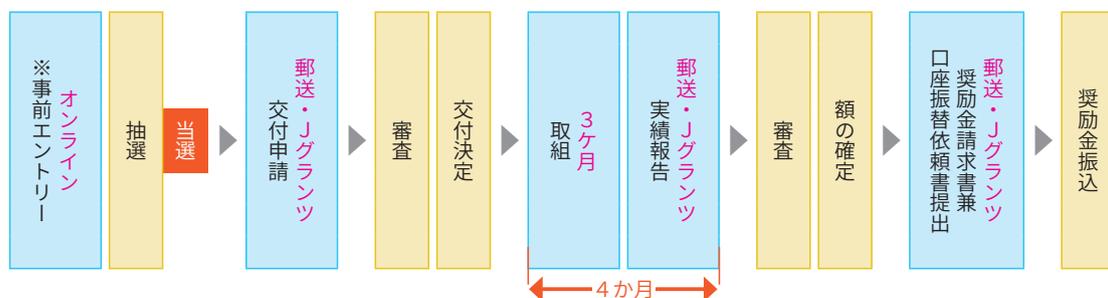
※中小企業事業主の定義は、国の雇用関係助成金支給要領の第1共通要領の定めるところによります

●奨励金の対象 ※その他の要件等、詳しくはホームページをご確認ください

- ・本店または主たる事業所が都内にある中小企業事業主
- ・就業規則に「配偶者の収入要件がある家族手当」の規定がある
- ・事前エントリー日から過去5年以内に「配偶者の収入要件がある家族手当」の支給実績がある

●手続きの流れ

：申請する事業者に行っていただく手続きです



●事前エントリー受付期間

令和6年度は10回の事前エントリー受付期間を予定しています。

詳細はホームページをご確認いただき、お申込みください。

※各回の事前エントリー数が予定数（1回：100社）を超過した場合、各回受付期間終了後に抽選を行います

※令和6年度募集要項には、交付要件や事前エントリー通過後の手続きなど必要な情報を掲載していますので、必ずご確認の上お申込みください

★本事業の詳細、募集要項、申請様式などはホームページにてご確認ください

☎ お問い合わせ 「年収の壁」対策支援奨励金担当：03-5211-2315

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/nenshunokabe/nenshunokabe.html>

🌐 特設サイト <https://nenshunokabe-syoureikin.jp/>

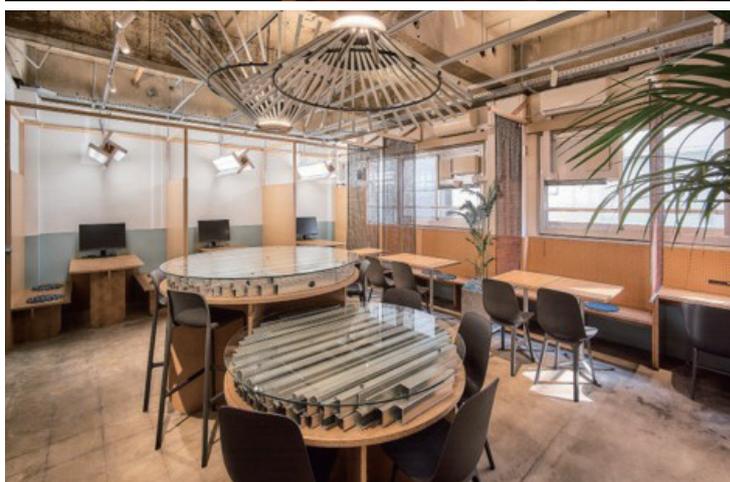


年収の壁 奨励金



TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO)

TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO 墨田) は、テレワークによる柔軟な働き方を推進していくために東京都が開設し、東京しごと財団が運営するサテライトオフィスです。コワーキングスペース、個室ブース、貸会議室、スタジオ、工房があります。



施設情報

住所：〒130-0004 東京都墨田区本所3丁目15番5号
営業時間：月～土 9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
利用料金：165円～/30分 (税込) 1,485円 / 1Dayプラン (税込)
会議室・スタジオ等の料金詳細はホームページで！

アクセス

最寄り駅：「本所吾妻橋駅」より徒歩9分
「蔵前駅」より徒歩12分
「浅草駅」「錦糸町駅」よりバスで14分 (石原三丁目下車)



お問い合わせ TOKYOシェアオフィス墨田運営事務局 03-5610-7039
メールアドレス: info@tso-tokyo.jp

ホームページ <https://tso-tokyo.jp/>

TSO墨田 で検索



安心安全テレワーク施設認証
プログラム最高レベルのステータス認証を取得

都内初！
安心安全テレワーク施設認証プログラム
最高レベルのステータス認証を取得済

ソーシャルファーム支援センター

ソーシャルファーム支援センターで行う主な支援内容

相談・情報提供



ソーシャルファームの創設を検討している方に向け、創設に関する相談対応を行うほか、都の認証基準・支援策、他企業の事例紹介などの情報提供を行っています。

※ご来所が難しい方には、オンライン上(Zoom)での相談も承っています。

コンサルティング



認証または予備認証を受けたソーシャルファームの個々の課題やニーズに対応した専門家を選定し、経営や就労に困難を抱える方の雇用に関するコンサルティングを実施します。

専門家の例

・ 社会保険労務士 ・ 中小企業診断士
・ 支援機関の専門家 等

マッチング会



認証または予備認証を受けたソーシャルファームに対して、就労に困難を抱える方の雇用や定着に向け、支援機関等とのマッチングの場を提供します。

内容例

・ 各支援機関からの事業紹介
・ 支援機関との情報交換会 等

● ソーシャルファーム支援事業補助金

東京都の認証または予備認証を受けたソーシャルファームに対し、その創設及び運営にかかる費用の一部を補助します。

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。

※東京都は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定(令和元年12月)



📞 お問い合わせ ソーシャルファーム支援センター：03-5211-1600

🌐 ホームページ <https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/>

ソーシャルファーム 🔍

プラチナ・キャリアセンター

プラチナ・キャリアセンターについて

経験豊富なキャリアを持つ50歳以上のミドルシニア世代が、副業・兼業など新たな働き方を通して、さらに活躍する機会を促進するための支援拠点です。

企業のご担当者様には、セミナーへの参加や個別相談を通じて、人材活用のノウハウを学んでいただく機会を提供いたします。また、副業・兼業人材との交流イベントに参加することで、思いがけないキャリアを持つ人材と出会う機会の提供も行っています。



経験豊富な50歳以上の
副業・兼業人材が多数利用登録中！



📞 お問い合わせ プラチナ・キャリアセンター：03-6426-5588

🌐 ホームページ <https://pcc-tokyo.org/>



プラチナ・キャリアセンター 🔍

令和6年度 助成金・奨励金一覧

人材の確保・育成

職場環境整備

名称	内容	助成金額（助成率）等	掲載ページ
DX・GX時代を担う 専門・中核人材戦略センター事業	人材戦略マネージャーによる企業訪問及び連携人材有料サービス事業者と連携したマッチング支援を利用した都内中小企業等が、専門・中核人材の確保に至った場合に要した人材紹介手数料等の費用の一部を助成。	フルタイム(正規雇用等)助成率 1/2: 上限 100 万円 副業・兼業助成率 2/3: 上限 50 万円	5
中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業	大学生等を技術者として採用し、1年以上継続勤務した場合に企業と東京都がそれぞれ出えん金を負担し、財団が奨学金返還費用の一部を奨学金貸与団体に直接支払う方法により助成。	奨学金返還助成額 [うち企業負担金額] ①年 10 万円 [年 5 万円] × 3 年 ②年 24 万円 [年 12 万円] × 3 年 ③年 50 万円 [年 25 万円] × 3 年	6
ES（社員満足度）向上による 若手人材確保・定着事業助成金	従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生充実による社員満足度の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業等を対象に、専門家派遣と助成金を支給。	助成率 1/2 上限額 ①住宅の借上げ 200 万円 / 年 ②食事等の提供 50 万円 / 年 ③健康増進サービスの提供 50 万円 / 年	7
中小企業人材スキルアップ 支援事業	中小企業が従業員に対して実施する研修に係る経費を内容・実施方法に応じ3つの助成金により助成。	複数コースあり。 該当ページにて詳細をご確認ください。	8
育業中スキルアップ支援事業	育業中にスキルアップを希望する従業員に研修受講料等を支援する企業に対し、助成金支給。	助成率 1/2: 上限額 100 万円 / 社・年度 助成率 2/3: 上限額 100 万円 / 社・年度	8
魅力ある職場づくり推進奨励金	従業員のエンゲージメント向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃上げに取り組む企業に対し、奨励金を支給。	最大 130 万円	9-10
テレワーク促進助成金	テレワークの導入に取り組む都内の中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る費用を助成。	助成率 1/2: 限度額 250 万円 助成率 2/3: 限度額 150 万円	11
テレワーク導入ハンズオン 支援助成金	都が実施する「ハンズオン支援コンサルティング」を受けたテレワーク未導入の都内の中堅・中小企業に対しテレワーク環境の整備・導入に係る費用を助成。	助成率 1/2: 限度額 250 万円 助成率 2/3: 限度額 150 万円	12
育児・介護との両立のための テレワーク導入促進助成金	育児・介護と仕事の両立支援を契機とした都内中小企業等のテレワーク導入を促進するため、就業規則の見直しやテレワーク環境構築に係る費用を助成。	●常時雇用する労働者の数 2~29 人 【制度整備】 定額 20 万円 【機器整備】 助成率 2/3: 限度額 30 万円 ●常時雇用する労働者の数 30~300 人 【制度整備】 定額 20 万円 【機器整備】 助成率 1/2: 限度額 80 万円	13
テレワーク定着促進 フォローアップ助成金	東京都が実施する「テレワーク課題解決コンサルティング」を受けた都内の中堅・中小企業等に対し、テレワークの課題解決に必要なツール等の導入に係る費用を助成。	助成率 1/2: 限度額 100 万円	14

名称	内容	助成金額（助成率）等	掲載ページ
テレワーク定着強化奨励金	コロナ後の新たなテレワークルール（我が社のベストバランス）や柔軟な労働時間制度について、調査・検討・試行・周知等の取組を実施した都内中堅・中小企業等に奨励金を支給。	最大 40 万円	15
小規模テレワークコーナー設置促進助成金	都内の店舗や商業施設等の空きスペースを活用した「小規模テレワークコーナー」を設置する都内中堅・中小企業等に対し設置費用を助成。	助成率 1/2: 限度額 50 万円	16
サテライトオフィス設置等補助金	サテライトオフィスの設置が少ない都内市町村部を中心に企業等が新たに開設する共用型サテライトオフィスの整備・改修費及び運営費を補助。	複数コースあり。 該当ページにて詳細をご確認ください。	17
サテライトオフィス勤務導入奨励金	都内企業等がサテライトオフィス勤務を可能とする規定を整備し、従業員に利用させた場合に、奨励金を支給。	10 万円	18
女性の活躍推進助成金	女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等に積極的に女性を採用・配置する都内の中小企業等に対し、職場環境整備に係る費用を助成。	助成率 2/3: 限度額 500 万円	19
女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び男女の賃金の差異を公表するとともに、働く女性が活躍できる職場づくりに取り組む事業者に対して奨励金を支給。	30 万円	20
働くパパママ育業応援奨励金	男性従業員の育業や女性従業員の就業継続を推進する都内企業等に対し、奨励金を支給。	働くパパコース NEXT: 最大 410 万円 もっとパパコース: 最大 170 万円 働くママコース NEXT: 最大 165 万円 パパと協力! ママコース: 定額 100 万円	21-22
介護休業取得応援奨励金	従業員が介護休業を取得しやすい環境づくりを実施した企業に対し、奨励金を支給。	最大 55 万円	23
「年収の壁」対策支援奨励金	配偶者の収入要件がある「家族手当」を見直すことで、働く意欲のある女性とその能力を十分に発揮できる環境を整備した都内中小企業事業主に奨励金を交付。	10 万円	24

利用目的別目次

令和6年度の募集を終了
している事業があります

	目的	支援メニュー	支援対象 ※要件あり	掲載 ページ
人材の確保・育成	相談・セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保相談 ・コンサルティング ・セミナー（人材確保・多様な人材活用） ・人材戦略構築支援（経営者向けセミナー・コンサルティング） 	人材確保相談は都内企業等 ※人材確保相談以外は都内中小企業等	2
	専門・中核人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・人材戦略マネージャーによる企業訪問 ・啓発セミナー・交流会等 ・人材紹介手数料等助成 	都内中小企業等	5
	業界・業種別支援	中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	建設・IT・ものづくり業界の都内中小企業等	6
	福利厚生の充実	ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金	都内中小企業等	7
	従業員の能力開発・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内スキルアップ助成金 ・事業外スキルアップ助成金 ・DX リスキリング助成金 ・育業中スキルアップ助成金 	都内企業等	8
職場環境整備	エンゲージメント向上	魅力ある職場づくり推進奨励金	都内中小企業等	9
	テレワークの推進	テレワーク促進助成金	都内中堅・中小企業等	11
		テレワーク導入ハンズオン支援助成金		12
		育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金	都内中小企業等	13
		テレワーク定着促進フォローアップ助成金	都内中堅・中小企業等	14
		テレワーク定着強化奨励金		15
	サテライトオフィス等の整備	小規模テレワークコーナー設置促進助成金	民間コースは都内市町村部に設置を希望する企業等	16
		サテライトオフィス設置等補助金		17
		サテライトオフィス勤務導入奨励金		都内中堅・中小企業等
	女性活躍	女性の活躍推進助成金	都内中小企業等	19
		女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業		20
		「年収の壁」対策支援奨励金		24
	育児・介護との両立支援	働くパパママ育業応援奨励金	都内企業等	21
介護休業取得応援奨励金		都内中小企業等	23	
サテライトオフィスの利用	TOKYO シェアオフィス墨田	会員登録・予約制	25	
ソーシャルファーム創設に関する相談・説明会等	ソーシャルファーム支援センター	認証を目指す／認証された事業者	26	

「東京しごと財団」 企業向け支援事業のご紹介

東京しごとセンター

東京しごとセンター



所在地

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号

アクセス

〈水道橋駅から〉
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
〈飯田橋駅から〉
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営地下鉄大江戸線／東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
〈九段下駅から〉
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄新宿線「3a・3b番出口」「5番出口」より徒歩10分



業務時間

平日 9:00～17:00
※土日・祝日・年末年始は休業

しごとセンター課

求人受付・企業情報の公開、採用イベントへの参加、職場体験の受け入れに関すること



TEL

☎ 03-5211-2804

障害者就業支援課

障害者雇用に関する相談窓口・セミナー、職業体験実習のマッチング支援、職場定着支援に関すること。



TEL

☎ 03-5211-2681

シルバー人材センター課 (東京都シルバー人材センター連合)

シルバー人材センターへの仕事の発注に係る相談に関すること



TEL

☎ 03-5211-2372

東京しごとセンター 多摩

しごたま 事業所の皆様



所在地

〒190-0023
東京都立川市柴崎町3丁目9番2号
立川駅南口東京都・立川市合同施設3階

アクセス

JR「立川駅」南口より徒歩4分、
多摩都市モノレール「立川南」駅より徒歩1分
ペDESTリアンデッキ直通（施設3階）

業務時間

平日 9:00～20:00
土曜日 9:00～17:00 ※日・祝日・年末年始は休業



採用イベントへの参加、職場定着支援、企業内実習の案内に関すること

TEL

法人営業事務局 ☎ 042-521-6763

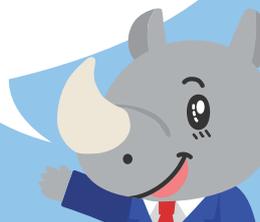


しごたまちゃん

企業向けメールマガジン配信中！
「企業を応援！コヨカン通信」
是非、登録してください！



[https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/
mail-magazine/mail-magazine.html](https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/mail-magazine/mail-magazine.html)



企業支援部

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/>

企業支援部

所在地

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号
住友不動産飯田橋駅前ビル10階・11階



アクセス

最寄り駅：飯田橋駅
●JR中央総武線＝東口より徒歩3分
●大江戸線・有楽町線・南北線＝A2出口より徒歩2分
●東西線＝A5出口より徒歩1分

業務時間

平日 9:00～17:00（ご来所の際は事前にご連絡ください）
※12:00～13:00は除く ※土日・祝日・年末年始は休業

TEL

03-5211-2395



・東京しごと財団 企業支援部
・ソーシャルファーム支援センター
(飯田橋駅前ビル)



公正な採用選考のために

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細はTOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

公益財団法人東京しごと財団では「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取り扱いの詳細はホームページ(<https://www.shigotozaidan.or.jp/>)または、窓口でご確認ください。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。